令和5年台風第7号災害からの営農再開支援事業費補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出(令和6年3月22日から別に定める日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送または持参してください。

【交付決定前の着手が必要な場合】理由を記載した交付決定前着手届の提出が必要です。交付決定前着手届を下記提出先まで郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

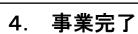
(交付申請から原則30日以内)



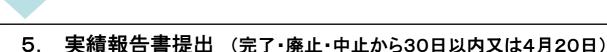
3. 事業開始

【事業を変更・中止したい場合】

事業を変更・中止する場合には県の承認が必要です。 変更申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。



※事業の完了:補助事業が完了し、かつ、補助対象経費の支払いがすべて完了した日



- ○実績報告書を下記に郵送又は持参してください。
- ※実績報告書には下記書類を添付してください。
- •事業報告書
- 事業費が確認できる資料(領収書、売買契約書の写し等)
- ・活動の状況が分かる写真等

◎補助金の支払い

実績報告が提出されしだい速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

所轄の県総合事務所:東部農林事務所、八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、 日野振興センター の農(林)業振興課(室)

農林水産部農林水産政策課 (鳥取県鳥取市東町1丁目220)

電話: 0857 - 26 - 7256 電子メール: nourinsuisanseisaku@pref.tottori.lg.jp